

事 務 連 絡
令和5年7月10日

各 施 設 長 様

高齢者福祉課長

地域密着型介護老人福祉施設及び認知症対応型共同生活介護の利用に係
る運用留意点について

日頃より介護保険事業運営に関しまして、一方ならぬ御尽力、御協力を賜り、厚く御
礼を申し上げます。

さて、今般、平成24年10月17日付け事務連絡「地域密着型介護老人福祉施設及
び認知症対応型共同生活介護の利用に係る運用留意点について」を別紙のとおり改正し
たので通知します。

地域密着型介護老人福祉施設及び認知症対応型共同生活介護の利用に係る運用留意点

1 運用の原則

地域密着型サービスは、高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするため提供されるものです。

地域密着型介護老人福祉施設及び認知症対応型共同生活介護事業者は、当該趣旨を理解し運用していくことを原則とします。

2 留意点

地域密着型介護老人福祉施設及び認知症対応型共同生活介護等（以下「小規模特養等」という。）を利用するにあたっては、上記の原則を鑑み、富士見市に生活実態がある被保険者であることが必要です。

つきましては、入所申込等の際に次の2つの条件のいずれも満たすことに留意してください。入所判定について疑義等がある場合については、事前に保険者（高齢者福祉課）に協議してください。

- 条件1 申込時点で富士見市の介護保険の被保険者であること
※富士見市の発行した介護保険の被保険者証を確認すること
- 条件2 富士見市に生活実態があること
※住民登録と実際の居所の両方を確認すること

不適切な例

- ・他市町村の被保険者が他市町村での資格を保有したまま入所申込を行う
- ・他市町村の被保険者が直接小規模特養等に住所を移転する
- ・市内の親戚、知人等の住所に架空の転入届を提出し、その後入所申込を行う

3 事業者の責務

事業者は、小規模特養等の利用希望者に対し、十分に地域密着型サービスの趣旨を説明し、適正な入所判定を行ってください。

なお、入所判定基準の中に生活実態の期間等を定め、長期間生活実態のある方を優先する等の対応は可能です。